

○陳情事項

- 一、鳥取市内在住の小学生高学年（小学五、六年生）、中学生及び、高校生から構成される、鳥取市への提案や要望が可能な「子ども議会」の設立を求める。
- 二、猶、この「子ども議会」は毎年一回行うものとし、子ども議員が提案、要望した発議に関して、市の発展及び成長に重要だと思われるものについて、鳥取市は積極的に取り入れることを求める。
- 三、又、「子ども議会」に法的拘束力を持たせる為に「子ども議会基本条例」を制定し、毎年開催され、子どもの発言や意見を市政やまちづくりに反映できるよう条例で保障することを求める。

○陳情趣旨・理由

昨年は、日本政府が児童の権利条約を批准してから二十年の年であった。しかし、この条約は国内社会に未だ浸透しておらず、条約に則った政策や法整備も遅れている。それを間接的に表すかのように本国ではOECD加盟国に於いては子どもの貧困率が高い位置にある。二千十年のデータとなるが、日本の子どもの貧困率はOECDの三十四の加盟国中二十五位と悪く、オーストラリアや韓国、イギリスの貧困率よりも高い状況にある。また、近年、いじめ問題や教育現場に於ける体罰等が問題となったが、これも条約通りに教育を行えば防げた筈の事である。今の日本の教育は知識の詰め込みを優先としており、如何に知識を高められるかに重きを置いている。その一方で、児童の権利条約の第二十九条では教育の目的について「子どもの人格、才能ならびに精神のおよび身体的能力を最大限可能なまで発達させること」と述べており、倫理や道徳教育も知識の向上と同等に扱っている。しかし、日本はこの様な個人の人格を高める教育に関してはその目的を満たしていないだろう。

もちろん、自治体レベルでは、児童の権利条約に則った政策や条例設備を積極的に行っている地域は多くはないが存在する。石狩振興局札幌市では、この条約に則して、「子どもの権利条例」を施行したり、「子どもの権利救済機関」を設置したりして、子どもの権利を保障している。また、子ども達が札幌市のまちづくりについて考えることで市政への参加と理解を進めるための「子ども議会」も設置しており、これは子どもの権利条約の第十二条の意思表明権を保障する内容として評価できる。加えて、兵庫県宝塚市に於いても札幌市と似たような「子ども条例」を施行したり、「子ども議会」を開催したりしている。宝塚市の子ども議会は「子ども条例」に基づき、市は子どもが社会の一員である事を認識し、市政等についての情報及び意見を表明する機会を提供するとともに、子どもの意見を聴き、市政等に反映させることを目的にしている。宝塚市が実施しているこの子ども議会は、子ども達が社会を構成する一員と捉えることで、市政やまちづくりに於いても、子ども達は

大人と同様に意見や提案を発言する権利があるとした姿勢をとっており、これは他の自治体も見習うべき政策である。全国の市でこのような「子ども議会」を実施している自治体は現在九十市程度で、全国に七百九十ある市からその割合を計算すると、子ども議会を実施している割合は十一パーセントに留まっている。だが、札幌市や宝塚市のような行政やまちづくりに子どもの意見や提案を組み入れた子ども議会を行っている地域は少なく、多くの自治体はイベントやセレモニーの様な形で実施されているのが現状である。

さて、鳥取市では、この様な児童の権利条約が基で制定された条例や政策については現在、残念ながらあまり見受ける事が出来ない。しかし、鳥取県では昨年十一月にシンポジウム「子どもの権利フォーラムとっとり」を開いた実行委員会が中心になって、「子どもの権利条例」制定に向け、鳥取県議会への働きかけを進めていくそうだ。全国の人権政策の先端を走る鳥取市も、鳥取県や他の自治体に遅れをとらない様に、これから、子どもの権利に関する政策を実施、展開して行く必要があるだろう。

では先ず、鳥取市はこれから子どもの権利保障の取り組みとして何を行っていくべきであろうか。その答えは、「子ども議会」の開催である。鳥取市は現在、「市長への手紙」や「パブリックコメント」と言ったさまざまな方法で、市民の意見を市政やまちづくりに反映させている。あらゆる手段で市民の意見を聞き、市政等に反映しようとする姿勢は大きく評価できる。しかし、子ども達に見合ったレベルの、市政やまちづくりに意見や提案を発信出来るような制度は見受けられない。それが主張出来る理由として、まず、「市長への手紙」に於いて二十歳未満の提案数は年々減少傾向にあるからだ。(図1参照)

年度	提案数	主な内容(判明分)
平成24年度	2件	不明一年齢の非表示
平成23年度	2件	
平成22年度	1件	
平成21年度	10件	
平成20年度	7件	
平成19年度	3件	
平成18年度	7件	
平成17年度	10件	
平成16年度	35件	市役所内の遊び場をもっと大きくして欲しい
平成15年度	21件	市町村合併の賛否を問う住民投票を行って欲しい
平成14年度	20件	こども科学館の展示物の修理を願う

図1、鳥取市に於ける二十歳未満の市長への手紙の提案数とその主な内容

多い年は三十五件も未成年者の提案があったが平成二十三年度以降は二件と、少ない数字となっている。減少の理由として、提案数に対し実現した提案が極端に少ないことが挙げられる。現在、鳥取市の多くの小中学校で「市長への手紙」の記入用紙と専用封筒が設置されているが、子ども達の間では、提案した内容の実現率が低いことを知って、不満はあるが提案はしないと行った行動をとっている事も有り得るだろう。この事により、「市長への手紙」は子ども達からは市政やまちづくりに関する意思表示を行う手段として敬遠されている可能性がある。それは、提案した内容の実現率が低いと言った事や、また「市長

への手紙」を提出しても、市長とコミュニケーションしている実感が湧かないと言った理由からも子ども達の意思表示のレベルに見合っていないと証明できる。

次に、この様な「陳情」や「請願」による、市政やまちづくりへの参加であるが、これも子ども達が行うにはハードルの高い手段といえる。現在、私どもの調査で判明している日本国内の自治体に於ける小学生の陳情・請願の提出事例は一件、中学生の陳情・請願の提出事例は、三件、高校生による陳情・請願の提出事例は六件である。この事から、陳情や請願は子供が行政やまちづくりへの提案や改善を求める手段としては相応しいものではないと言える。陳情であれば、紹介議員の署名も必要なく提出する事が可能であるが、法的拘束力に欠けるので陳情では力不足であると言える。また請願に於いては手軽さと言うものが不足しており、子どもが行う事としてはレベルが高いものであると言える。よって子どもが意思表示する手段として陳情・請願の関係は薄いと結論付けられる。この様に、今ある広報・広聴制度だけでは、子ども達の声を市政やまちづくりに反映させることは難しい。

この様な子どもと大人の違いによる市政やまちづくりに参加できないという世代間倫理の問題は「子ども議会」を開催させることによって解決出来る。もちろん、これを開催することは子どもの権利保障だけでなく、鳥取市の今後の市政やまちづくりにも良い影響をもたらす。

子ども議会を開催することは、六つのメリットがある。まず一つ目に、行政機関は市内の子ども達が何を考え、鳥取市に何を望んでいるのか、把握できることだ。鳥取市は子育て制度を充実させ、子どもを育てやすい環境をつくっているが、それは大人の一方向による子どもの支援であるのみだ。子どもが育てやすい環境は、つまり、子どもにとって育ちやすい環境ではない。子ども達の意見を聞き、それを実現させるような制度を充実させ、子ども達自身の幸福度を高められることこそが子どもにとって育ちやすい環境なのである。これは将来的に若者の流出を食い止める事にもなるだろう。なぜならば、若者は子ども時代に過ごした場所から判断して地元に残るかどうかを決める事もあるからだ。地元で良い経験が多ければ、地元で貢献しようとそこで職を探す、そうでなければ、新しい刺激や文化を求めて、都会などに行ってしまう。果たして、鳥取市は子ども達にとって住みよいまちだろうか。それは実際に彼らの声を聞かなければ分からないだろう。二つ目は、「子ども議会」は、子ども議員が市の執行部や市長に質疑を行うので、市政の透明化を図れることだ。市政の透明化は、市民の行政への信頼に繋がり、また公務員の職務の効率化も図れる。三つ目として、「子ども議会」を開催することは、これまで大人たちが見過ぎてきた鳥取市の問題を子どもの目線で捉えることができることである。四つ目は、鳥取市議会を身近に感じてもらえる事である。五つ目に「子ども議会」の参加者である子ども達が地方自治体の運営の仕組みを体験的に理解し、政治への関心を持てることだ。そして最後に、子ども議会を開催することにより、色々な人と議論する場を持つことによって、相手の意見を聴き尊重できる子どもを育成出来ることである。この様に「子ども議会」の開催は鳥

取市にとって良い影響をもたらすことが出来る。

ところで、以前、私どもが「子ども議会」の開催を求める陳情を提出した時、貴議会は、「議会という形式が子供たちの広報・広聴のシステムに適しているのか」と審査結果に於いて述べられていた。私どもは子供たちの行政に対する意見や要望を聞くシステムとして、「子ども議会」の開催が一番だと考える。確かに議会を開かなくてもアンケートなどと言ったかたちで意見を聞くことも出来るが、アンケートは多くの意見を聞くことが出来るものの、一方向の発信であるので議論がなく、両者の意見が合わさることなく、その意見や要望は、「市長への手紙」のように実現されない事が多いだろう。また、議会という形式が一番であるとの理由は、代議員議会制度が市民の広報・広聴システムに適しており信頼を得ているという現状が示しており、子ども議会に於いてもこれが当てはめられるからだ。

以上の趣旨および理由により、私どもは貴議会に「子ども議会」の設立と開催を求める。